

総務委員会報告資料

令和元年 8 月 1 9 日

報告事項件名	頁
(1) 特殊詐欺対策のための「携帯電話抑止装置」の運用開始について・・・・・・・・	1

(危機管理部)

総務委員会報告

令和元年8月19日

件名	特殊詐欺対策のための「携帯電話抑止装置」の運用開始について
所管部課名	危機管理部危機管理課 犯罪抑止担当課
内容	<p>特殊詐欺対策のための「携帯電話抑止装置」を区内金融機関ATMに設置し、運用を開始したので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 携帯電話抑止装置について 特殊詐欺手口の一つである還付金詐欺は、犯人が区役所などを名乗り高齢者宅に電話を掛け、医療費等の還付金があると言って高齢者をATMに誘導し、ATMから携帯電話で電話を掛けさせ、振込をさせるものである。 携帯電話抑止装置は、ATMコーナーに設置して携帯電話を使えなくするもので、騙されそうになっている方を犯人と直接通話させないことにより、物理的に還付金被害を防止することができる。</p> <p>2 運用開始日 令和元年7月29日（月）から</p> <p>3 運用場所 区内金融機関ATM 7カ所 ※運用場所詳細については、防犯上の観点から非公表</p> <p>4 費用 1カ所 約50万円／年</p> <p>5 参考 自治体による金融機関への設置は、全国で初の取組みとなる。</p>
問題点 今後の方針	今後も区内金融機関と調整を行い、設置場所を増加させていく。



※装置設置例